

佐賀県告示第三百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十二年十月一日から平成二十二年十一月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び有明海沿岸道路整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 江北芦刈線	小城市芦刈町三王崎字四本松三〇五番一地从先から 小城市芦刈町下古賀字新村四四〇番一地从先まで	平成二二・一〇・一